

# 「スタートアップ都市推進協議会」 マッチングイベントへの参加企業の募集について

「スタートアップ都市推進協議会」の加盟自治体である三重県は、三重県内に主たる事務所または事業所を有するスタートアップのうち、首都圏等への事業拡大を検討し、下記掲載の支援を希望する企業を募集します。

## 1. 事業の目的と支援内容

### (1) 事業の目的

「スタートアップ都市推進協議会」とは、「起業や新たな事業などの『スタートアップ』に先進的に取り組む自治体が、地域の個性を生かしたロールモデルとなり、経済関係団体とも連携し、日本全体をチャレンジが評価される国に変えていく」ことを目指し、平成25年12月に有志の自治体で設立した協議会であり、三重県は加盟自治体として当協議会に参画しています。

当事業では、協議会の参画自治体内におけるスタートアップと、主に首都圏の大手企業や投資家等とのマッチングを実施し、企業の成長に必要な機会等を提供することを目的としています。

### (2) 支援内容

令和元年11月頃から令和2年3月頃までの支援期間において、以下の支援を実施します。なお、本事業は「スタートアップ都市推進協議会」が有限責任監査法人トーマツへ業務を委託しています。

また、首都圏におけるプロモーション及びマッチングイベントへの参加に係る交通費等は参加企業の負担となります。

#### ① メンタリングの実施（全4回）

イベント当日の商談件数・成約率向上に向けたスキルアップのため、コーディネーター・メンターによる事業加速化支援を行います。

メンタリングの手法は、当事業の委託先である有限責任監査法人トーマツのコーディネーターが伴走メンタリングを行うとともに、コーディネーターを核として、先輩起業家・大企業担当者・専門家・投資家・メディア等から組成する首都圏メンターチームによる外部メンタリングを実施します。

#### 【実施内容（案）】

- ・1回目…コーディネーターによる対面メンタリングとして、事業内容の把握やプロモーション計画を立てます。
- ・2回目…プロモーションに関するオンライン勉強会（遠隔）の実施。メディア・PR戦略、プレスリリースの書き方、ピッチ資料の作り方の3つをテーマに、各参加企業の課題に応じた解決策を提供します。
- ・3回目…マッチングイベント前日に、外部メンターによる集団メンタリングを実施（メンタリングデー）。大企業担当者やベンチャーキャピタル、

専門家メンター等とスタートアップを一堂に集めてのプレマッチングを行います。なお、東京への前日入りが難しい場合は、遠隔での参加も可能です。

・4回目…マッチングイベント後のフォローアップとして実施（遠隔）。

② マッチングイベントへの参加（令和2年 1月30日（予定））

スタートアップと大企業等が、リレーションを築くことを目的に開催する「ジャパン・スタートアップ・セレクション—the 6th Edition—（仮称）」（令和2年 1月30日（木）予定）へ参加する機会を提供します。

「ジャパン・スタートアップ・セレクション—the 6th Edition—（仮称）」  
イベント概要

- ・ 開催日時：令和2年 1月30日（木）10時00分～18時00分（予定）
- ・ 開催場所：東京23区内（主要駅近辺を予定）
- ・ 主催：スタートアップ都市推進協議会  
（三重県、広島県、青森市、つくば市、千葉市、浜松市、日南市、福岡市）
- ・ プログラム
  - 1) 来場者向けの自社PRや個別商談を実施するためのブース出展
  - 2) 3分間ピッチ（プレゼンテーション）による企業アピール
  - 3) 参加企業向けのクローズドセミナーと参加企業同士の交流会の実施

③ プロモーション支援の実施

マッチングイベント当日の集客及び効果的な商談を実現するためのプロモーション資料作成を支援し、有限責任監査法人トーマツのプラットフォーム及びネットワークを活用したプロモーションの実施。

<全体スケジュール見通し>

	2019年				2020年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
STEP1 募集	参加企業募集					第3回 1/29(予定) イベント前日 集団メンタリング	
STEP2 メンタリング		第1回	第2回		★		
STEP3 イベント参加			1/30(予定) イベント開催		★		
STEP4 フォローアップ						フォローアップ メンタリング	

## 2. 応募について

### (1) 応募資格

三重県内に主たる事務所または事業所を有し、創業若しくは第二創業、新たな事業の展開に取り組んで概ね10年以内の中小企業者であり、かつ、三重県と国が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がない者。

なお、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいいます。

### (2) 募集期間

担当課あて、郵送または持参してください。募集期間は下記のとおりです。

- ・ 募集開始日：令和元年 9 月 26 日（木）
- ・ 募集締切日：令和元年 10 月 18 日（金）17 時 00 分まで（必着）

- ・ 郵送の場合、募集期間内必着となるよう発送の際は十分ご注意ください。また、電話等にて担当課へ書類受領の確認をしてください。
- ・ 持参の場合、募集期間内の土曜・日曜・祝日を除く平日の8時30分から17時00分までを受付期間としています。

### (3) 応募書類及び必要部数

- ① 応募用紙（自社の強みや競合優位性等をPRしてください）…… 1部
- ② 会社案内（自社パンフレット等、会社の概要が分かるもの）…… 8部

- ・ その他、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・ 応募書類及び添付書類は返却いたしません。
- ・ 採択された事業者には、採択決定通知後、申請者を証明する書類及び納税証明に関する書類を提出していただきます。なお、下記に記載する書類は、すべて発行日から過去6か月以内のものを有効とします。
  - ア) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本の写し
  - イ) 個人にあっては、申請者の住民票の写し
  - ウ) 三重県の県税事務所が発行する「納税証明書（県税に滞納がないことを証明する内容）」の写し
    - ※ 「納税確認書」ではありませんので、申請の際は注意してください。
  - エ) 所管の税務署が発行する「納税証明書（その3）（消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する内容）」の写し

## 3. 審査及び採択について

本事業では、応募事業者の中から3者を採択します。

つきましては、以下のとおり審査を行います。

(1) 選定委員会による審査

提出書類に基づき選定委員会が審査を行います。審査結果は、応募事業者全員に書面等で事務局から通知します。

- ・ 審査実施期間（予定）：令和元年 10 月 21 日（月）～ 25 日（金）
- ・ 結果通知（予定）：令和元年 10 月 28 日（月）

(2) 審査基準

以下の項目を選定上のポイントとして審査を行います。

- ① 経営者の成長意欲、首都圏への進出意欲
- ② ビジネスモデルの新規性、特異性
- ③ 競合他社に対する競争優位の有無
- ④ 商品、サービスの成長性の高さ
- ⑤ 首都圏におけるマーケットとの親和性

(3) 採択結果

応募事業者全員に対して通知します。

4. 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

サービス産業創出班 担当：山口、森田

TEL：059-224-2227、FAX：059-224-2078、

E-mail：shinsan@pref.mie.lg.jp